| 報告項目 | 報告内容 |
| --- | --- |
| 被処分者の氏名又は法人名称 | 須﨑 誠一 |
| 登録番号又は法人番号 | 12261994 |
| 所属する単位会 | 大阪府行政書士会 |
| 処分内容（種類） | 廃業勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。）<br>（会則第 47 条の 2 第 1 項第 3 号） |
| 事務所名称 | 南新町すざき行政書士事務所 |
| 事務所所在地 | 大阪府大阪市中央区南新町１丁目４番９号<br>谷四昭和ビル４０７号 |
| 処分年月日 | 令和 8 年 10 月 20 日 |
| 上記処分をした理由 | 被処分者は、登録された事務所所在地において事務所の使用実態がない状態でありながら、所定の変更登録手続を行わず、変更登録義務を履行しなかった。<br>この行為は、行政書士法第 6 条の 4 および日本行政書士会連合会会則第 44 条第 1 項に違反するものであり、当該会員には同理由による複数回の処分歴があることから、再度の規則違反として厳正な処分が相当と判断される。 |
| 上記処分の根拠となった法令及び会則の条文 | 行政書士法第６条の４および日本行政書士会連合会会則第４４条第１項に違反した。 |